



浦添市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

浦添市長

松本哲也

浦添市条例第 25 号

浦添市手数料条例の一部を改正する条例

浦添市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中21の項を削り、同表の22の項を同表21の項とし、同表中23の項から48の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（浦添市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 浦添市手数料条例の一部を改正する条例（令和8年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1の46の項」を「別表第1の45の項」に、「別表第1の47の項」を「別表第1の46の項」に改める。

浦添市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																		
浦添市手数料条例 平成12年3月31日 条例第3号 注 平成27年9月から改正経過を注記した。 別表第1（第2条関係）	浦添市手数料条例 平成12年3月31日 条例第3号 注 平成27年9月から改正経過を注記した。 別表第1（第2条関係）																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21 扶養証明書の交付</td><td>1件につき300円</td></tr> <tr> <td>22 土地に関する証明書の交付</td><td>1件につき300円</td></tr> <tr> <td>23 家屋に関する証明書の交付</td><td>1件につき300円</td></tr> <tr> <td>24 資産に関する証明書の交付</td><td>1件につき300円</td></tr> <tr> <td>25 公簿、公文書又は図面の閲覧</td><td>1件につき300円</td></tr> <tr> <td>26 公簿、公文書又は図面の謄本、抄本又は写しの交付</td><td>1件につき300円（図面のうち、航空写真をカラー印刷により交付を受ける場合は、1件につき500円）</td></tr> <tr> <td>27 色図又は白図の交付</td><td>色図1件につき1,000円 白図1件につき500円</td></tr> <tr> <td>28 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に該当するものであること</td><td>1件につき1,300円</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金額	21 扶養証明書の交付	1件につき300円	22 土地に関する証明書の交付	1件につき300円	23 家屋に関する証明書の交付	1件につき300円	24 資産に関する証明書の交付	1件につき300円	25 公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき300円	26 公簿、公文書又は図面の謄本、抄本又は写しの交付	1件につき300円（図面のうち、航空写真をカラー印刷により交付を受ける場合は、1件につき500円）	27 色図又は白図の交付	色図1件につき1,000円 白図1件につき500円	28 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に該当するものであること	1件につき1,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21 土地に関する証明書の交付</td><td>1件につき300円</td></tr> <tr> <td>22 家屋に関する証明書の交付</td><td>1件につき300円</td></tr> <tr> <td>23 資産に関する証明書の交付</td><td>1件につき300円</td></tr> <tr> <td>24 公簿、公文書又は図面の閲覧</td><td>1件につき300円</td></tr> <tr> <td>25 公簿、公文書又は図面の謄本、抄本又は写しの交付</td><td>1件につき300円（図面のうち、航空写真をカラー印刷により交付を受ける場合は、1件につき500円）</td></tr> <tr> <td>26 色図又は白図の交付</td><td>色図1件につき1,000円 白図1件につき500円</td></tr> <tr> <td>27 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に該当するものであることについての証明の申請に対する審査</td><td>1件につき1,300円</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金額	21 土地に関する証明書の交付	1件につき300円	22 家屋に関する証明書の交付	1件につき300円	23 資産に関する証明書の交付	1件につき300円	24 公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき300円	25 公簿、公文書又は図面の謄本、抄本又は写しの交付	1件につき300円（図面のうち、航空写真をカラー印刷により交付を受ける場合は、1件につき500円）	26 色図又は白図の交付	色図1件につき1,000円 白図1件につき500円	27 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1件につき1,300円
手数料を徴収する事務	金額																																		
21 扶養証明書の交付	1件につき300円																																		
22 土地に関する証明書の交付	1件につき300円																																		
23 家屋に関する証明書の交付	1件につき300円																																		
24 資産に関する証明書の交付	1件につき300円																																		
25 公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき300円																																		
26 公簿、公文書又は図面の謄本、抄本又は写しの交付	1件につき300円（図面のうち、航空写真をカラー印刷により交付を受ける場合は、1件につき500円）																																		
27 色図又は白図の交付	色図1件につき1,000円 白図1件につき500円																																		
28 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に該当するものであること	1件につき1,300円																																		
手数料を徴収する事務	金額																																		
21 土地に関する証明書の交付	1件につき300円																																		
22 家屋に関する証明書の交付	1件につき300円																																		
23 資産に関する証明書の交付	1件につき300円																																		
24 公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき300円																																		
25 公簿、公文書又は図面の謄本、抄本又は写しの交付	1件につき300円（図面のうち、航空写真をカラー印刷により交付を受ける場合は、1件につき500円）																																		
26 色図又は白図の交付	色図1件につき1,000円 白図1件につき500円																																		
27 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1件につき1,300円																																		

とについての証明の申請に対する審査			28	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭につき3,000円
29	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭につき3,000円	29	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1頭につき550円
30	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1頭につき550円	30	狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1頭につき1,600円
31	狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1頭につき1,600円	31	狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1頭につき340円
32	狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1頭につき340円	32	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付、更新又は再交付	1件につき3,400円
33	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付、更新又は再交付	1件につき3,400円	33	農業に関する証明書の交付	1件につき300円
34	農業に関する証明書の交付	1件につき300円	34	漁業に関する証明書の交付	1件につき300円
35	漁業に関する証明書の交付	1件につき300円	35	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合を除く。）に対する審査	1件につき20,000円
36	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合を除く。）に対する審査	1件につき20,000円	36	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の	1件につき9,000円
37	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定による	1件につき9,000円			

指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合を除く。）に対する審査		更新の申請（当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合を除く。）に対する審査	
38 介護保険法第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき20,000円	37 介護保険法第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき20,000円
39 介護保険法第79条の2第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき9,000円	38 介護保険法第79条の2第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき9,000円
40 介護保険法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所において指定地域密着型サービスの事業を一体的に運営するために指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を併せて行う場合及び当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合を除く。）に対する審査	1件につき5,000円	39 介護保険法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所において指定地域密着型サービスの事業を一体的に運営するために指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を併せて行う場合及び当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合を除く。）に対する審査	1件につき5,000円
41 介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所において指定地域密着型サービスの	1件につき3,000円	40 介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所において指定地域密着型サービスの事業を一体的に運営するために指定地域	1件につき3,000円

事業を一体的に運営するために指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を併せて行う場合及び当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合を除く。)に対する審査		密着型サービス事業者の指定の更新の申請を併せて行う場合及び当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合を除く。)に対する審査	
42 介護保険法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき20,000円	41 介護保険法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき20,000円
43 介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき9,000円	42 介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき9,000円
44 介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請に対する審査	1件につき5,000円	43 介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請に対する審査	1件につき5,000円
45 介護保険法第115条の45の6第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき3,000円	44 介護保険法第115条の45の6第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき3,000円
46 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の13第1項(同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく管理計画の申請に対する審査	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額 ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律	45 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の13第1項(同法第5条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく管理計画の申請に対する審査	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額 ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律 施行規則(平成13年国土

	施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の8第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下この表において「長期修繕計画」という。）の数が1である場合 3,900円 イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 3,900円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加えた額	交通省令第110号）第1条の8第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下この表において「長期修繕計画」という。）の数が1である場合 3,900円 イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 3,900円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加えた額
47 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の17第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額 ア 長期修繕計画の数が1である場合 9,800円 イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 9,800円に1を超える長期修繕計画の数に5,400円を乗じて得た額を加えた額	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、次に定める額 ア 長期修繕計画の数が1である場合 9,800円 イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 9,800円に1を超える長期修繕計画の数に5,400円を乗じて得た額を加えた額
48 その他の証明	1件につき300円	47 その他の証明 1件につき300円

浦添市手数料条例の一部を改正する条例（令和８年条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第２条 浦添市手数料条例の一部を次のように改正する。 別表第１の46の項中「第５条の13第１項」を「第５条の15第１項」に、「第５条の16第２項」を「第５条の18第２項」に改める。 別表第１の47の項中「第５条の17第１項」を「第５条の19第１項」に改める。	第２条 浦添市手数料条例の一部を次のように改正する。 別表第１の45の項中「第５条の13第１項」を「第５条の15第１項」に、「第５条の16第２項」を「第５条の18第２項」に改める。 別表第１の46の項中「第５条の17第１項」を「第５条の19第１項」に改める。